



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 函 書 印 刷 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 沖津 仁彦  
(コード番号 7913 東証第1部)  
問合せ先 専務取締役経営統括本部長 高坂 範之  
(TEL 03-5843-9857)

## 「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(下線部は、変更部分です)

### 〔1〕基本方針

当社は、社会の一員としてその責務を遂行すべく、企業活動の基本となる「企業理念」やそれを実現するための「経営信条」を制定し、公正な企業活動に努める。

また、中長期的な経営構想の「経営ビジョン」や短期的な方針の「会社目標」を制定し、当社の果たすべき責務を明確にする。

これらの理念や方針に基づく事業活動を当社自ら監視し、統制するため、当社および子会社の業務執行に関する体制や監査に関する体制を取締役会にて以下のとおり決定する。

### 〔2〕業務執行に関する体制

#### (1) 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の職務の執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令ならびに「定款」および「取締役会規程」により運営し、取締役は、取締役会決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保する。

また、監査役は、法令ならびに「定款」、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行の適法性を監査する。

当社は、子会社の取締役については、「関係会社事前協議基準」に基づき重要事項に関する協議や報告を受けるとともに、関係会社担当取締役を中心に情報共有を図るなど、職務の執行状況を把握し、適法性を確保する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、当該情報の主管部門が法令ならびに「定款」、「取締役会規程」、「稟議規程」、「函書印刷グループ情報セキュリティ基本方

針」、「情報セキュリティ管理規程」、「インサイダー取引防止管理規程」および「契約業務取扱規程」等に基づき、適切に保存・管理する。

また、取締役および監査役は、職務の執行や監査のため、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

### **(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制**

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役等の職務執行の適正を確保するため、協議や報告を必要とする事項を明確化した「関係会社事前協議基準」に基づき、報告を受ける。

### **(4) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「図書印刷グループリスク管理規程」に基づき、職務の執行に際して予想される損失を未然に防止するため、グループ全体で必要な対策や教育を実施する。

さらには、全社リスクマネジメント委員会と部門リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理を推進すると同時に、各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するため、定期的なリスクの洗い出しを行い、層別化し、そのリスクに基づく重大な損失の危険の発生を、未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じる。

万一、多大な損失および信用を失墜するような不祥事等企業価値を大きく毀損するような重大な事態が発生する恐れのある事象が生じた場合には、委員会の委員長および担当取締役は、関係部門や代表取締役社長または子会社の担当取締役および代表取締役と協議し、対応するとともに、必要に応じて経過・対応策・再発防止策を取締役会で報告する。

### **(5) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うため、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。

また、取締役会を効率的に運営するため、決議または報告すべき事項は、経営会議であらかじめ協議する。

さらに、関係会社担当取締役を中心に子会社の各種重要会議に出席するなど、子会社を含むグループ全体の経営効率の向上を図るとともに、経営施策の実効性を高める。

### **(6) 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は、コンプライアンス基本規程として「図書印刷グループ行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで使用人の職務の執行の適法性を確保する。そのために、コンプライアンスを推進するCSR推進部を設置し、子会社のコンプライアンス関連部門と連携し、グループ全体の法令順守体制の維持・向上と法令順守意識の高揚に努める。

また、「職務分掌・権限規程」を策定し、各職務を明確にする。加えて、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社および子会社の業務執行状況を監査し、そ

の結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役、および監査役に報告する体制を構築する。

さらに、法律事務所を窓口とした内部通報制度である「図書印刷グループヘルプライン」を設置し、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行う。

#### (7) 当社ならびに親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および子会社からなるグループとしての業務適正を確保し、「企業理念」「経営信条」「行動指針」を共有した経営を行い、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。

### 〔3〕 監査に関する体制

#### (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務の遂行のため補助すべき使用人を求めた場合は、適任者を配し、監査役の監査を補助する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の人選等は、監査役の意見を尊重する。

#### (2) 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の指揮命令は、監査役に属するものとする。

また、監査役が職務を補助すべき使用人の人事処遇等は、監査役の意見を尊重する。

#### (3) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人は、監査役が指示により、各種会議への出席や業務執行部門からの報告を求めることができる。

#### (4) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、代表取締役と経営課題や監査上の重要課題等について、定期的に会合を開催し、意見交換を行うとともに、法令に定める事項のほか協議により定めた報告すべき事項について、取締役および使用人から報告を受ける。

#### (5) 子会社の取締役および使用人から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、必要に応じて子会社の取締役および使用人から直接報告を受けることができる。また、子会社の取締役および使用人から報告を受けた当社取締役および使用人からも報告を求めることができる。

**(6) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、その報告が客観的で合理的な根拠に基づき信じたもので誠意あるものである限り、「図書印刷グループ内部通報規程」を準用し、当該報告したことを理由としてなんらの不利益な措置をとらない。

**(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できる。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的で開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。また、弁護士その他外部の専門家の意見を必要に応じ聴き、情報交換を行う。

**〔4〕財務報告に関する体制**

当社は、グループの財務報告の適正性を確保するため、内部監査室を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセスおよびその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

**〔5〕反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、「企業理念」「経営信条」に基づき、市民社会の安全・秩序の維持に貢献するため、また、健全かつ適正な業務の遂行のため、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備を進める。

そのために、反社会的勢力の排除について「図書印刷グループ行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力排除方針」を制定し、従業員に周知徹底する。また、各事業所に「不当要求防止責任者」を設置し、反社会的勢力からの接触を回避する他、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携し、情報収集および社内体制の整備を図る。

以 上